

○ほ場整備事業の農家負担を軽減

◇県単農地集積促進事業（担い手農地集積促進事業）による農地集積への支援

県営中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業でほ場整備を実施した地区に対して、担い手への利用権の設定等、農地利用集積を行った場合に、集積率に応じて促進費を交付し、農地の集積を促進する。

ほ場整備の負担割合（中山間地域総合整備事業・農地環境整備事業）

国	県	市町村	農家	※市町村負担を10%とした場合 (市町村負担及び地元負担の割合は各 市町村毎に異なる)
55%	30%	10%	5%	

農地集積率40%以上で**マイナス2.5%**（農家負担は**2.5%に低減**）
 農地集積率65%以上で**マイナス5.0%**（最大：農家負担は**“ゼロ”**）

《制度の要件等》

【集積率と交付率の関係】

農地集積率： $\alpha < 40\%$	促進費：0.0%
$40\% \leq \alpha < 45\%$	2.5%
$45\% \leq \alpha < 50\%$	3.0%
$50\% \leq \alpha < 55\%$	3.5%
$55\% \leq \alpha < 60\%$	4.0%
$60\% \leq \alpha < 65\%$	4.5%
$65\% \leq \alpha$	5.0%

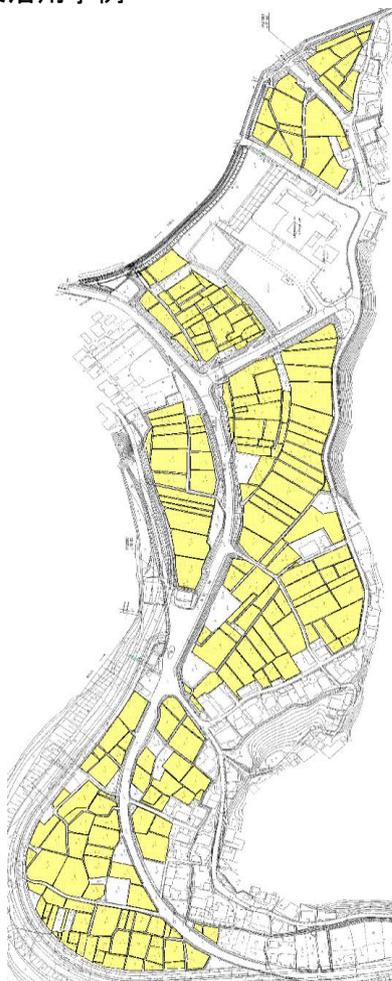
【担い手要件】

- ①認定農業者
- ②経営規模3ha以上の農業者
(特定農山村地域は2ha以上)
- ③生産組織
(農業生産法人、集落営農組織等)
- ④中心経営体

【集積の基準】

- ①6年以上かつ残年数3年以上の
利用権等設定
- ②6年以上かつ残年数3年以上の
農作業委託（基幹ほ場3作業）
- ③所有権を有するもの

・事業活用事例



個人経営農地

担い手経営農地



農地集積率=担い手集積面積/全体面積
 =0.00ha/9.60ha
 =0%

農地集積率=担い手集積面積/全体面積
 =7.77ha/9.60ha
 =80.9%

出雲市 出雲南地区中山間地域総合整備事業 殿森工区

殿森工区ではほ場整備事業を契機に営農組合を設立し、受益農地の80.9%を営農組合に集積しました。県単農地集積促進事業を活用して地元負担がゼロになりました。